



『自治基本条例』という「行政ゴミ」を無くそう

いらぬ条例を廃止することも議会の役割

全国の自治体で「自治基本条例」の制定が相次いでいます。国の地方分権一括法の制定を契機とし、各自治体において「自治基本条例」制定の動きが活発化しました。現在では、全国の約100自治体で制定の動きが広がっています。

川崎市においては、平成17年に「自治基本条例」が制定されました。制定以来4年以上が経過しましたが、制定された条例や制度が、きちんと機能しているのか、あるいは何らかの弊害になってはいないか、それをチェックすることも議会としての大切な役割であり義務であると考えます。日を重ねるにつれ、この条例の問題点が明らかになりました。私はこれまで議会の場ではもちろんのこと、本市当局や同僚議員、そして有権者の皆さんに対し、この条例の危険性について警鐘をならしてきました。結論からいえば、この条例は不必要な条例です。行政ゴミの一つと言っていい。

その理由は以下のとおりです。

まず、自治基本条例とは何か、ということですが…

自治基本条例は、一般的に自治体の最高規範(自治体の憲法)として位置づけられています。他の条例等の制定や改廃にあたっては、この条例の内容に適合させなければなりません。また自治体によっては、この条例の制定を外国人地方参政権への足がかりとしているケースもあります。更には国の政策と真っ向から対立する政策を盛り込む自治体さえもあります。この条例には、様々な政治参画と意見表明の方法が盛り込まれるなど、誰にも反対できないような美辞麗句が謳われ、この条例を遵守することを議会や市民に宣誓させています。いわば典型的な理念条例です。

この条例の主な問題点

- ① 日本国憲法や地方自治法は代表民主制を原則とし、直接民主制を補完的措置として位置づけているのに対し、自治基本条例は明らかにこの原則を否定しています。直接民主制は不平等かつ危険な制度です。
- ② 理念を条例化することは全体主義思想そのものです。この条例自身が不磨の大典と化し改正できないものとなります。
- ③ 市民が選んだ議会よりも、選挙でオーソライズされなかった少数意見が尊重され自治を牛耳ることになります。
- ④ 地方自治法の定義とダブらせることにより、地方自治法に対し対等ないし優越を主張し国家の上位性を歪めています。
- ⑤ この条例でいう「市民」には、市に住む人のほか、勤務する人、市内の学校の学生、また外国人も含まれます。
- ⑥ 市外の住人や外国人も市民の権利を左右でき、選挙権と被選挙権が侵害されます。

ほか

三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。大東文化大学文学部 卒業。
ユアサ商事株式会社を経て、
国会議員(元衆議院議員 松沢成文) 秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選。[現在3期目]
川崎市多摩区中野島在住。

<http://ryusuke.weblogs.jp>

三宅の視点、隆介の主張

▶ 自治基本条例は、**参政権の不平等であり無駄かつ有害**である。よって**必要なし**。

▶ 自治基本条例は、**裏口からの外国人地方参政権の付与**である。

▶ 自治基本条例をはじめとした「理念条例」には、**国家解体思想が構造的に仕込まれている**。

▶ 保守には、**理念を法令化**するという**傲慢な発想はない**。

▶ 地方政治の改革は、何よりもまず**議会の活性化と議員の質的向上**にある。

もう一つの行政ゴミ…『平和教育』

毎年のことですが、8月になると「戦争」や「平和」をテーマにした議論が盛んになります。川崎市を含め、全国の自治体では『平和教育』なるものが実施されています。しかし、この『平和教育』は一見大切な教育のように聞こえますが、根本的に間違った教育です。その理由は以下のとおりです。

平和と軍事は対立しない！

「平和」について考えるということは、実は「安全保障」について考えることであり、更にいえば「軍事」について考えるということです。

戦後日本においては、多くの日本人が「平和」を論じてきましたし、今現在に至ってもそうです。しかし、その大部分の人達が「平和」についての本質を意外と理解していません。なぜ理解できないのかといえ、平和や政治を考えるうえで、軍事(安全保障)の視点が徹底的に欠如しているからです。またそれは、今の日本人のほとんどが「平和」と「軍事」が対立する概念である、という錯覚に陥っているからでしょう。「平和」というものが、「軍事」によって支えられているという事実から目を背けてはなりませんし、混迷している日本の内政・外政を含め、国際政治を本質的に理解するためにも、軍事(安全保障)を正しく理解しなければならぬと思います。

「平和」の定義！

「平和」とは、混乱していない状態、つまり「秩序」のことを意味します。従って、「世界の平和」は「世界の秩序」であり、「日本の平和」は「日本の秩序」であり、「家庭の平和」は「家庭の秩序」です。そして秩序にはそれを支えるための「力」が必要です。

社会契約説の創始者といわれるホブズは、宗教から独立した「個人の自由」を十分に認めた上で、「しかし、そのような自由な個人を自然状態のままに放置しておくとならば万人が万人の敵となり、殺し合いをして結局は個人が亡くなってしまふから、力に支えられた社会秩序が必要である。その秩序は王様の権力によって齎される」と言いました。そして、この王様の権力がやがて大きなものになって逆に個人を圧迫するであろうことも承知のうえで社会契約説の扉を開きました。その後、ロック、ルソー、モンテスキューと社会契約説は修正されつつも受け継がれ、民主主義、法治主義へと発展し、なお不十分ながら現代に至っています。この間、何人かの無政府主義者が存在したものの、平和≒秩序という認識は約400年間にわたりいっしょに続いています。

平和を獲得するためには！

これまで日本の多くの平和論者(例えば平和運動家や活動家たち)は、平和獲得の手段を「武装解除」にしか求めてきませんでした。「武器をなくせば平和になる」というのは全くの誤解であり錯覚です。つい15年ほど前、ルワンダの内乱で何十万人の人が殺されましたが、そのうち、明らかに10万人以上は棍棒で殴り殺されたものでした。そして、その棍棒を含め「武器を棄てよう」という動きは未だ世界にはありません。

一般に現在の軍事は「戦うためにある」のではなく、「平和的な外交の背景として存在する」といわれています。そして、自衛隊法(第3条)にある自衛隊の任務の目的もまた「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」ことにあります。

軍事のオーナーは、私たち国民そのものです。シビリアン・コントロールとは、国民が軍事の暴走を制御するという意味だけでなく、国民が軍事を自分たちの国のために最も効果的に運用するという意味をも含んでいるのです。そのため、何よりも大切なことは、平和獲得の手段を「武装解除」一つに絞るのではなく、国民が軍事を正しく理解することです。そして軍事的空白地においてこそ、むしろ平和≒秩序が損なわれる現実を直視すべきです。

右上に続きます

※北朝鮮が統一をもとめ、38度線を南下した理由は「韓国軍は弱く、その後ろにいる米軍は出てこない」と読んだためです。その後、米国は、軍事的空白地をつくらないように世界戦略を見直し現在に至っています。

歴史に学ぶこと

1945年までの世界は「多極秩序」の時代でした。主要国の軍事力は均衡化していたため、各国とも努力次第では世界のトップに立つことも夢ではないと考え、互いに鎬を削っていた時代です。

この多極時代の戦死者の数は、第1次・第2次大戦だけで総計でおよそ6千万人に上ります。当時の世界人口は約30億人でしたから大変な比率です。

第2次大戦終了後は、米国中心の「一極秩序」時代になりました。勝者のソ連、中国、英国、仏国なども疲労困憊の状況で本当の勝利者とは言えませんでした。経済、軍事あらゆる分野におけるその寡占度は現在の米国の比ではありませんでした。1945年に米国主導で作られた国連は勝者連合主要5力国を安保理常任理事国とし、米国一極体制(秩序)維持に協力しており、植民地独立戦争以外に大きな戦争はありませんでした。

しかし、状況は一変します。ベルリン封鎖や朝鮮戦争を契機にして、一極秩序が二極秩序に変わってしまったのです。その理由は、ソ連への「大量破壊兵器の拡散」と共産中国発の「非対称脅威の攪乱」により米国の力が相対的に縮小したからです。以降、世界は東西両陣営に分かれて米ソ冷戦の二極体制下に入ります。ここでもやはり、米ソ2大強国は軍事的な武力衝突はせず、ヴェトナム戦争に代表されるように局地的な制限戦争が行われるに留まりました。この二極秩序はソ連の崩壊によって終焉を迎えることとなりますが、この二極時代の戦死者は、41年間で約2千万人といわれています。

ソ連崩壊後の世界は、再び米国一極体制となりました。「大量破壊兵器の拡散」と「非対称脅威の攪乱」が安定した一極体制を不安定な二極体制(または多極体制)に戻す脅威として喧伝され、ロシアをはじめとする多くの国々がこれに同意しました。この一極体制下における戦死者の数は、二極・多極時代に比して断然に少ないものです。もちろん、この一極時代にも戦死者や被害者は存在しています。従ってベストではありませんが、ベターであるということです。

要は、一極・二極・多極時代のどれを、政治が選択すべきか、ということ。更に言えば、日本と世界の平和(秩序)のために、一極が良いのか二極が良いのかという判断です。

三宅の視点、隆介の主張

- ▶ 平和≒秩序であり、平和と軍事は対立する概念ではない。
- ▶ 国民が軍事を正しく理解することがシビリアン・コントロール。
- ▶ 一極秩序(世界平和)と日本の独立を確立することが重要。独立なき平和は「奴隷の平和」。

川崎市をはじめ、各地方自治体で行われている『平和教育』は、以上の視点を悉く欠いたものであり、非実践的な夢物語です。かえって平和≒秩序の構築の妨げとなります。よって、本市および各自治体、そして監督官庁である文部科学省に対して、『平和教育』の抜本的な見直しを求めます。